

平成27年度熊本県障害者施策推進審議会 議事録

1 日 時 平成27年10月13日(火) 10時00分～11時40分

2 場 所 熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中17人出席

(50音順)

相澤委員、相藤委員、石橋委員、岩崎委員、上川委員、菊池委員、楠委員、高木委員、高本委員、竹田委員、津田委員、戸原委員、長廣委員、福岡委員、松永委員、松葉委員、宮田委員

< 県 > 豊田健康福祉部長、松永子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 井上課長、新谷審議員、伊津野審議員、
篠田課長補佐、牛島課長補佐、橋本課長補佐、
吉永課長補佐、豊田主幹、竹田主幹、佐藤主幹

(以下の課から担当者が出席)

広報課、危機管理防災課、交通政策課、健康福祉政策課福祉のまちづくり室、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、医療政策課、健康づくり推進課、消費生活課、労働雇用課、産業人材育成課、農林水産政策課、道路保全課、建築課、住宅課、管理調達課、生活安全企画課、特別支援教育課

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議題

- ①第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実績について
- ②第5期熊本県障がい者計画の関連事業及び進捗状況について
- ③障害者差別解消法の施行等について

(3) 閉会

5 議事内容

議題①：第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実績について及び

議題②：第5期熊本県障がい者計画の関連事業及び進捗状況について

※資料1、資料2により事務局から説明

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。

第4期の障がい者計画の達成状況と新しい第5期の障がい者計画の施策について説明がありました。御質問とか御意見ありましたらどうぞおっしゃってください。

はい、どうぞ。

(宮田委員)

中小企業家同友会の宮田です。熊本市の精神障がい者家族会の会長もしておりますので、両方の観点から、第4期の実績の3ページ。自立訓練の達成率が65.5%で、就労継続支援のB型が75.4%で、いずれもCという評価をされておられますけども、実は先日ある事例を見て参りました。生活訓練とB型を融合させた多機能型という形で、しかもスタッフの5人のうちの4人が当事者です。そういう新しい形態の事業所を展開しておられるところが全国に生まれつつあります。何を言いたいかと申しますと、例えばこの一覧表にありますように、それぞれの法律で決まったサービスの形態の形や枠にとらわれず、それを組み合わせることで、ニーズにより近いサービスを提供し、参加型のサービス提供というのを追求しておられるところがたくさんあるんですね。私たち団体や家族会も努力したいと思っておりますけれども、是非とも県でもそういった事例について情報を収集していただいて、新しい形態とはまた違います、組み合わせですから、そういうものを模索するというのを、力を入れていただければと思います。意見です。

(石橋会長)

これは、よろしいですね。どうぞ。

(事務局)

障がい者支援課でございます。今、宮田委員のほうから御意見がありました。県の方でもいろんな形態があろうかと思っておりますので、そういったものを研究しながら、障がいのある方々が利用しやすい形態を模索していきたいと考えております。ありがとうございます。

(石橋会長)

どうぞ、どこでこういうことをやっているということをお教えくださいね。

他に、どうぞ。

(岩崎委員)

熊本県障害児・者親の会連合会、岩崎です。よろしくお願いたします。まず、ひとつお尋ねしたいんですけれども、資料1のところの第4期熊本県障がい者計画、23年度か

ら26年度までの施策の実績というところで、3ページの数値目標ですけれども、その中で「ホームヘルプ」であるとか、「ショートステイ」であるとか、「生活介護」であるとか、そういうところがすべて達成率Cになっているということですが、そして資料2のところの2ページ、「地域生活支援」、この中の施策の概要というところで1番に「日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図る」というところをあげていただいています。で、その下の達成状況を見ますと、そういった福祉サービス、このCランクに掲げられているところの数値目標の達成状況等々が示されていないというところで、なんかこう注目度と言いましょか、あまり関心を持たれていないのかなと思ってしまうようなところですので、是非この達成率CというところをBに上げるというところの注目度としても、こういった達成状況には、そういったものを入れていただきたいと思っております。

それからですね、27年度の施策の方ですけれども、今のところの2ページの下欄、27年度の主な取組み予定というところの1番下、「在宅で重度の障がい者の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する」というところで、2事業所予定をしているというこの辺のところ、27年度には2以上の事業所さんが新たに家族のレスパイトケアをというところでの医療的ケアを行う事業所として実際行っておられます。そういったところで、この2事業所だけが助成・支援の対象になるのかというその辺のところを少し教えていただきたいと思っております。すみません、よろしく願いいたします。

(石橋会長)

はい、じゃあ1番のところは前の計画との関連もあるから、どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。ひとつ目の御質問ですが、第4期までの計画は、委員がおっしゃったように、ホームヘルプとかショートステイ、あるいはB型A型とかも、障害福祉のサービス量も目標値として入れさせていただいたところ、昨年度4回審議会を開催させていただきましたけれども、基本的には、今お手元にある障がい者プランは目標値というところを中心にさせていただいて、同時期に作成しましたので、「障がい福祉計画」も同時に御議論いただいたところですが、こちらの方に障害福祉サービス量の方は、まとめさせていただいたところですので、こちらと一緒に27年度から3年間は、こちらの福祉計画に沿ってサービス量の方を増やしていきたいと思っております。

(事務局)

資料2の2ページの1番下、在宅で重度の障がい児・者の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るための事業者に対する支援ということで、27年度の新規事業で予算措置されております。2事業所予定ということで書いてありますけれども、予定した以上に新規の開設があったので、予算の増額の要求もしたんですが、どうしてもそれは無理という状況ですので、今のところ2事業所を予定、対象ということで考えております。

(事務局)

補足させていただきます。

これは補助の対象といたしまして、予算内で2事業所としているところでございまして、

これ以外にも色々と働きかけを今やっているところで、現在検討していただいているところでございます。かなり前向きに、補助対象先以外でも色々と検討していただいているところでございますので、またそれにつきましては、具体的に外部に出せるようになりましてから御報告をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(石橋会長)

いいですか。

(岩崎委員)

是非ですね、新しい事業所さん頑張ってくださいありがとうございますので、その助成というところをですね、お願いしたいと思えます。

(石橋会長)

どうぞ他に。

(楠委員)

精神障がい者の当事者会の楠です。資料1の4ページですけれども。発達障がい児・者に対する発達障がいを診断・診療する医師が不足しているということで、どの程度不足しているのかと、あと、医療体制の整備としてどのような取組みをされているのか、よろしければ教えていただきたいと思えます。

(事務局)

医師が不足ということですが、今10圏域県の中でございますが、地域で診断できる医師がいらっしゃる地域として、天草と阿蘇と人吉・球磨、こちらの方が今医療体制が整っていないところと認識をしております。今、発達障がい者医療センターということで、熊本大学の方にセンターを置いておまして、そちらの方から医師が人吉の方に診療に行き、球磨地域で診療をしていくという体制をとっております。今後、その他の空白地域においても、地域で診療できるような体制を今後とっていきたいと思っております。

(石橋会長)

どうぞ。

(楠委員)

私が今勤めている施設が熊本市内にあるんですけれども、発達障がいと診断された利用者が、医師との関係でなかなかスムーズに福祉サービスにアクセスできなかったりとか、苦労されているようですので、私たちも努力していきますけども、よければ、そういった支援、医師の研修なども進めていただいて、そういう当事者が苦労されないような環境づくりを進めていただければと思えます。ありがとうございます。

(石橋会長)

障がい者サービスに医療は不可欠、だけど、なかなか医療体制というのは難しいので、

今後ともいろんな施策を利用しながら進めていくようお願いをしておきます。

ここで唯一のDランクの機能訓練は何か利用しにくいからDなのか、制度上の問題など何か理由があれば。

(事務局)

資料1の3ページの、機能訓練(自立訓練)これが33.3%で、達成率Dということなんですけど、昨年度の審議会の時にも御説明申し上げたかと思うんですけど、この機能訓練は需要が少ないということで、定員を減らす事業所が出てきております。その減っている理由なんですけれど、ひとつは自立訓練を利用する方というのは、脳血管障がいが原因の場合が多いということなんですけど、そういった方はほとんど40歳以上になりますので、介護保険が使えるということになります。それで、まず介護保険のサービスが優先するということになります。それから、それ以外では交通事故とか運動中の事故とかで、機能訓練が必要となるという場合が多いんですけど、通常そういった方は、まず病院で治療を受けて病院でリハビリを受けるという形になり、やはり医療保険の方が優先になりますので、障害福祉サービスの方はまだ使えないということになります。それから、障害福祉サービスを利用するためには、身体障害者手帳を持っているということが要件になっていますけれども、そういったリハビリ中はまだ障がい固定してない状況が多いので、手帳は持っておられないと、そういうことで障害福祉サービスを利用していないなどといった要因がいくつも重なりまして、自立訓練の機能訓練は非常に需要が少ないという状況になっております。

(石橋会長)

はい、了解です。わかりました。

他にどうぞ何かあれば。福岡さんから。

(福岡委員)

熊本県自閉症協会の福岡です。障がい者プラン、障がい者計画についての進捗状況、詳しく説明いただきましてありがとうございます。私の方から、資料2の施策分野6の「安心・安全」についてというところなんですけど、13ページの一番上の「災害時の安全が確保されるように、市町村における障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援する」という項目なんですけど、東日本大震災以来、各地で大きな災害が起こっております。熊本でも、先日の台風、それから阿蘇山の噴火等がありまして、一般の県民の私どもでも想定外の災害が起きて、混乱することが多くございます。そんな中、障がいのある方がどう動いていくかというのがとても心配される場所です。そこで、この目標設定、数値目標の26番の「避難行動要支援者避難支援計画」が、28年度末で45箇所、つまり県下全域で支援を行うということになっておりますので、何時、何処で、どんな支援を市町村がしていくのかということが、もし今の段階で具体的にわかるならば、教えていただければと思います。熊本市では、「障がい者サポーター制度」というものがこれに値するのかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(石橋会長)

これは、計画をどうやって市町村に策定させていくかではなくて、こういった内容のも

のになっているかという、そういう話ですよ。

(事務局)

数値目標の26番の「要支援者計画」が13ということで、25年度に災害対策基本法が変わりまして、それまでは要援護者という高齢者とか障がい者というそういうくくりの支援計画だったんですけれども、法律が変わりまして、障がいをお持ちの方、特に重度の障がいをお持ちの方とか、そういった人に着目した形で1人ずつ要支援者計画というのを作らなければならないということになって、それができているのが今13の市町村と申していただければと思っております。まだ30いくつ、まだ4分の1くらいしか出来ていないところなんですけれども、作成主体は市町村ということになっておりますので、28年度、できるだけ早く策定されるように県としても支援をしていきたいと思っております。こういった支援の内容か、お一人お一人の内容が書かれておりますので、具体的にどうかというところまでは承知していません。

(福岡委員)

ありがとうございます。

まずは、命があって安心する暮らしというのが前提かなと思って、質問させていただいたところです。

(石橋会長)

はい、他にどうぞ。長廣さんどうぞ。

(長廣委員)

おはようございます。熊本難病・疾病団体協議会の長廣と申します。よろしく申し上げます。資料1の実績のところ、数値目標達成状況の中の22、23、「障害者就業・生活支援センターの登録者数」と、「ハローワークにおける障がい者の就職件数」の26年度末の数値の中で、手帳を持たない方のカウントも入っているのかということ、もしその数値がわかれば教えていただきたいと思っております。お願いします。

(石橋会長)

資料1の4ページの話、はい。

(事務局)

労働雇用課です。障害者就業・生活支援センターの登録者の方の中には、手帳をお持ちでない方も利用されておりますので、手帳を持たない方も含まれております。

その内訳につきましては、今手元にございませんので、回答ができません。すみません。

(長廣委員)

ハローワークも同じですか。

(事務局)

23番の就職件数の方も、同じでございます。

(長廣委員)

後日でも結構ですので、数値を教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

(石橋会長)

後ででもいいですから、調べて教えてください。

(長廣委員)

あと数点ありますが、よろしいでしょうか。

資料2の関連事業及び進捗状況の4ページの施策を構成する主な事業の中でですね、難病関係が2つ書いてあります。「難病患者地域支援対策推進事業」で、保健所において地域の協議会が開催されるということは、私たちも知っているんですが、何時開催されるのかというのと、多分これについては要項というものができるかと思いますが、その要項が出来ているかというのと、その要項が出来ているのであれば、教えていただければというところがまず1点です。

(石橋会長)

資料2の4ページの予算が書かれているところの難病対策の事、これはどなたか。

(事務局)

はい、健康づくり推進課でございます。1点目の難病対策の地域協議会、こちらは今年度、各保健所から事業計画が出ておりました、だいたい9月以降、今後年末から年明けぐらいにかけて各協議会の方で動き出すというか、会議を催す予定となっております。

それと、要項の方ですけれども、今準備中でございます。申し訳ありませんが、できましたら、お示ししたいと思っております。以上でございます。

(長廣委員)

はい、ありがとうございました。

では、その下の「難病相談支援センター事業」のなかで、私たちどもから県に対して要望書を5つ、5月にあげさせていただいております。その中で、難病相談支援センターの中でやっていただけるような、「セルフヘルプグループの支援体制」というものの創設について要望書をお願いをしていますが、この予算の中で、多分昨年度よりも増額予算になっていると思うんですけども、そういったものも入った増額なのかというのと、要望書5項目出させていただいていることについて、まだ御回答をいただけていないので、できたら御回答をいただきたいというのが2点目です、お願いします。

(事務局)

はい、確かに要望書をいただいております。すみません、そちらも検討中でございます、今しばらくお待ちいただければと思います。

それと、予算の方ですけど、こちらは今年度、27年度予算でございます、御要望いただいた趣旨の部分につきましては含まれておりません。

(長廣委員)

わかりました。ありがとうございます。

それでは、最後に1点。前のページ3ページのですね、「障害福祉サービス費等の事業負担」ということの中に、手帳を持っていない難病患者の方も福祉サービスを受けられるということになっていると思いますが、この対応について増額をされているのでしょうか、今までは3障がいでだけだったと思いますが、難病も対象になっておりますので、そういったことでの増額がされているかどうかお聞きしたいと思います。お願いします。

(事務局)

はい、この「障害福祉サービス費等負担事業」は、国の制度で、国とそれから県・市町村で分担して費用負担しております。毎年国の要求に合わせて、県それから市町村も予算の増額を行っております、27年度の対前年比の予算の伸びは確か7%程度増やしております。この中にはこういった難病の方を対象とした事業増ということも想定して予算の増額はしているということです。

(長廣委員)

はい、ありがとうございました。以上です。

(石橋会長)

他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。

(宮田委員)

中小企業家同友会の宮田です。第5期の方の資料2の2ページのナンバーで言いますと3と4と5、入院中の精神障がいの方の退院と長期入院の方の対策ということですが、こういう事実があります。入院まで本来発症したのがいつかというのが想定できるころまで遡って、日本がだいたい平均で18か月に対して、イギリスでは6か月だというデータを、もう4年にもなりますか、前に聞いたことがあります。で、3か月後に退院できるか1年後に退院できるかというのは、この発症から入院という具体的な対応するまでの期間に大きく左右されるんですね。ということは、予防的など言いますか、私は精神保健の保健行政のあり方ということに、もう少しテコ入れをする必要があるんじゃないかなと思います。内容としては、お金は多分動きません。医療と福祉とそれから御家族その他、学校等の人間が動くしかないんですね。早く発見して早く病院に繋いでいくということが必要なのかなと思います。発達障がいの方では、早期発見・早期治療ということが具体的に文言でも出ておりますし、予算もついておりますが、精神の方も保健行政の中でできるところかと思っておりますので、そういったところの組立て、あるいは仕組み等の数値化を是非行っていただければと思います。

それから、精神の医療についてはですね、最近中央の方のお医者さん方が、よく「協働」という言葉を出されるんですね、患者さんと医師など医療関係者、それから家族も含んだ、力3つの働くの「協働」ですね。「協働型精神科医療」というようなことを新しい潮流として見る事ができるのかなというふうに思っています。そういったこともですね、早く取り入れた、観点を取り入れた、行政に反映させた方法も必要なのかなというふうに思います。

それから、もう1点。触法障がい者の支援のことですが、またこれも先日資料をいただいて、だいたい扉の中に入られる方々の22%ぐらいが、まあ知的障がい者の方が最も多いんですけども、障がい者であると。なかでも、女性の場合は、私が見た資料では38%なんだそうです。やっぱりこれは、今の日本の社会の一つの影響がこういうところにも表れるのだなというふうに思いました。で、何を言いたいかといいますと、支援というのは簡単に言えますが、彼らが求めているのは、一言で言いますと仕事が欲しいということなんです。働ける場所が欲しいんですね。特に、女性にとっては働くというのがはやっぱり難しいんです。ですから、20%の触法障がい者の方うち更に女性は全体の38%、今の就職の環境で言えば、もっともっと社会で更生をしたいと思っている人はできないという環境があるかと思うので、その辺の支援の時には、やはり担当課の方々、施設の方々が、そういったことを念頭に置かれる必要があるのかなと思います。これは情報提供です。

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。事務局何かありますか。

要するに、退院率だけではなくて、退院を促進するような要因というのをちゃんと研究して、そういう施策をうって欲しいというそういうお話でした。1番目は、そうですね。

(宮田委員)

はい。

(事務局)

障がい者支援課精神保健福祉班です。御意見ありがとうございます。今、おっしゃられましたような意見を踏まえまして、今後の行政の施策を組み立てる上で参考にさせていただきたいと思っております。また、精神疾患の早期発見という観点におきましては、うつ病等の早期発見も重要と考えておりまして、内科医等の方にうつ病の知識を普及啓発していくための取組みも、医師会等との協力のもと、引き続き進めさせていただきたいと思っております。

(石橋会長)

はい、事務局それでいいですか。情報提供もいただきましたので、施策の中で考慮してください。

もう一つですね、障害者差別解消法という重要な法律で、条例にも影響しますので、その説明を先にさせていただきます。それから、また後で質問があればお受けしますので、議題の3に行きましょうか、どうぞ。

議題③：障がい者差別解消法の施行等について

※資料3により事務局から説明

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。

いよいよ、障害者差別解消法が来年の4月からスタートします。それに合わせて体制整備と、条例の改正を行おうというそういう趣旨でございます。何か御質問がありますればどうぞ。

(長廣委員)

難病協の長廣です。12ページの条例の改正の件になります。私たち難病団体では、当初から「その他の心身の機能の障害」の中に入るということで、例示されることがなく、障がいの中に入っているということが、当事者にもわからないという状況が続いているような感じです。KDFからの要望、または各団体からの意見交換会等で、何度も明記をしていただけるようお願いをしておりました。今回、この資料を見せていただいて、発達障害について、基本法の中には入っておりますので、入るんだなということはわかったんですが、その下に改正の趣旨ということで、「障害に「発達障害」のある人も含まれることをわかりやすく示すものです」と書いてあります。私たち難病も、この、「その他の心身の機能の障害」の中の「(難病)」みたいなのをわかりやすくしていただきたいということで、明記を何度もお願いしていたつもりだったんですが、なぜ発達障がいだけが「わかりやすく示す」というところを強調されているのか、とても私は憤りを感じています。わかりやすくというところであれば、難病も明記していただければわかりやすいというところだと思います。なので、ちょっとそのところを、「わかりやすく」という説明をされた経緯を御説明いただければと思います。

(事務局)

はい、確かに「わかりやすく」と書いておりますけれども、1番に改正の理由がございまして、※1のところですが、先程も説明しました条例施行後に整備された法律がありますので、その法律に合わせた形で今回は改正をしようというのが大前提でございます。長廣委員から御指摘いただいたように、昨年12月にKDFとの意見交換会をさせていただきました。今年6月にも同じようにKDFとの意見交換会をさせていただきました。その後7月に、障がい当事者の方あるいは家族団体との意見交換会で中山会長も含めて来ていただいて、御説明をさせていただいたところでございます。我々もどうにか入れられないのかと当初は思っております、色々庁内各課との調整をいたしました、特に法制部局とやり取りをする中で、この点は議論になったんですけれども、難病につきましては、難病そのものの定義について、例えば医療関係の法律があったり、あるいは障害福祉サービスの法律があったりすると思います。それで、多少ずれているところがあるのは御存知だと思いますが、そういったところで、これを入れるときにどの定義にするかというのも議論がありましたけれども、この条例が一番近い法律が、今度施行されます障害者差別解消法であり、あるいは障害者基本法の改正の部分であり、これに合わせた方が、この条例としては、趣旨として一番間違いがないと思ったところでございます。法律ができるとき

に国会でも議論がされております。国会答弁であっておりますのは、そういった心身の機能の障害に、難病は含まれるということで答弁がっております。一番大事なのは、「わかりやすく」というところですが、我々としては今後、パンフレットに明記するとか周知啓発の部分、あるいは、出前講座とかそういったところで周知啓発をしていきたいと思っておりますし、条例の解説書というものがございまして、こういった中にも入れ込んで説明して参りたいと思っております。このことにつきましては、条例改正時に障がい者の相談に関する調整委員会ですと議論いただいたんですけれども、そちらの委員の方からもきちっと啓発をするようにと言われておりますので、そのように取り扱って参りたいと思っております。

（長廣委員）

別に、合せていただいているのは構わないんですけども、ここの文言の「わかりやすく示す」というところがとても引っかけたんですね。だから、ここは含まれることを法律にのっとってやりましたという部分で書いていただいているのであれば、それはそれで納得していたところだと思うんですが、「わかりやすく示す」というところであれば、私たち当事者以外、障がいの方以外、一般の県民の方たちに向けてもこの条例はわかっていたらなければ広がらないことですので、わかりやすいというものを示すのであれば、明記していただきたいというのが、私たちが思っているところで、他の県の条例に同じような条例でも難病の明記があるところはたくさんあります。なぜつけられないのかというところが、私たちがいつも思っている疑問です。

（石橋会長）

法律上難病が含まれるのは明確。それを条例の中でどういうふうに表現するかという話で、これにはこういう趣旨で改定をしますということは書いてあるけど、こういった条文になるかはまだ今から。新しい条文が書かれてない。だから、新しい条文を作る時にその表現方法あるいは明記の仕方、そういうものをよく検討されてください。今日出されたような意見も聴きながら、それでよろしいですね。

他に、どうぞ。

（竹田委員）

熊本県身体障害者福祉団体連合会の竹田でございまして、10ページの設置・運営暫定指針の概要の中に、今回こういった協議会を設けるということで話があったんですが、構成委員というのは、今回もそうですが、通念のような感じで、国の機関、地方公共団体、当事者、教育、福祉関係、医療従事者等、その方々から選んでと書いてあるその右側の方に「当事者の参加について特に留意すること」と書いてありますが、この辺でいきますと、今回の参加に特に留意することについて、どの程度考えられていますか。少し考えていただければと思います。人数が何人かというのも示していただきたいと思うし、あと当事者の方たちの参加がどのくらいいらっしゃるのか、その辺のところを話していただければと思います。

（石橋会長）

何か具体的にもう進んでいけば、わかる範囲で。

(事務局)

はい、まだ具体的なメンバーの選定についてはこれからになるんですが、現在想定している虐待防止連絡会議で言いますと、メンバーは27名いらっしゃって、その中に障がい者関係の団体の方、それから障がい福祉施設の関係の方々はメンバーとして入っております。「当事者の参加について特に留意」ということで、国の指針の方でも当事者団体や家族団体の方の参加について留意するということですので、その点も踏まえて、障害者虐待防止連絡会議が適当であるかというのもこれから具体的に検討はしたいと思っております。

(竹田委員)

具体的にどのくらいの割合でしょうか、割合でも結構なのでお聞きしたいです。

(事務局)

もともと、この協議会の趣旨としては、相談機関の連携というものが主の目的になっております。ただ、やはり障がいのある方の権利擁護の推進のために設置するものですから、できるだけ当事者の方も入る形でということですので、割合として例えば過半数超えるというところまではないのかもしれませんが、基本は相談窓口の人たちが適切に対応できるように、そのためのネットワーク作りということになっておりますので、そこを踏まえてと考えております。

(竹田委員)

できましたら数を多くしていただきたいというのが願いだと思えます。今さっき、難病団体の長廣さんがおっしゃいましたが、結局この当事者の声が、協議会等に出てくる訳なんですね、そしたらその難病の方はもちろん、そういった当事者から出た具体的事例がもの凄く強くなってくると、こういう事例の問題もその場で解決するんじゃないかなと思えますし、障がい者の人たちの声を、当事者の声をまとめていくのもひとつのその役目ではないかと思えます。せっかく構成機関を改めて設ける訳ですので、当事者の声も十分反映できるような計画をしていただきたいと思えます。

(石橋会長)

はい、わかりました。

他にどうぞ。

(宮田委員)

中小企業家同友会宮田です。13ページの、「不利益扱いとならない合理的な理由がある場合の例示部分の見直し」というところで、解説の中に「例えば、映画館、劇場、コンサート」とかいうことがあります。実はこれは、KDF、今の熊本障害フォーラムで県の方々とは条例作りのときに協議した際、私たち、特に精神障がいや発達障がいを抱える家族の代表として御意見申し上げたことですが、まあ私の個人的な意見ですけど、全くこの項目はいらないと思っております。障がい者で声を出したりする特性がある方がいるというのは、ある意味で当たり前です。例えば皆さんユーチューブというのを御覧になると、レットイトビーでビートルズが録画をするんですね、そのバックにいるのは障がい者で

す。主に知的障がい者の子がたくさんいます。なんか微妙な音が入るのは、あっ、こういう事だったんだなど。でも、全体が一体感をもって非常にすばらしい映像作品となっています。それから今年の春、まあ御存知の方がいないかもしれませんが、スーパートランプにいたロジャー・ホジソンというボーカリストの、アメリカではすごく有名な歌手さんです。もう70近くなりました彼がコンサートを開いたときに、障がい者の子達を最前列に寄せるんですね、そうしますと、喜んで奇声を発する、踊りあがるとか興奮したりしますよね。そういうものを含めたものが作品であり、というような発想を、私は本当の芸術家は持っていると思うんです。例えば、映画というのはちょっと私も微妙だと思うんですけども、確かに作品としては静寂であり、そういう奇声を発したり、舞台の方に飛び上がったような子がいたりしないというのがいいのかもしれませんが。私たちはそういう子がいたときにどう思うかということ、黙らせろとか、抑えろとか言いません。彼らがその感動をもってどういう気持ちになったのか、「ケガせんとよかけどな」とかいうふうに思うんです我々は。そういう発想をですね、是非条例の中に活かしていただきたいなど、ただ、今の社会の状況ではですね、簡単にこれを外すというのは、私も無理っていうことはわかっています。ですけどね、今から社会がインクルーシブに本当になっていくとすればですね、そういったものもありのままに、レットイットビーも、後で紹介した芸術家も「ありのままに」というのを主題にしています。そういう社会になるという事を私たち熊本県人は先取りをしたいなど。今後、そのためにも論議を広げて欲しいと思います。これまで考えたことがなかった方、特にこういうサービスを提供する側の商業演劇や商業音楽の方々とかに、是非理解してほしいと思っています。そういったものも引き受けてくれる舞台芸術者、あるいは作品、そういうものを上映するのがインクルーシブな社会なのかなと思います。

(石橋会長)

はい、合理的配慮は来年から県の法的義務だから、それをしないことは法律違反することになります。ただ例外として、過度な負担を伴う場合とかいくつかあります。その過度な負担を拡大解釈すれば、法律そのものの趣旨が、合理的配慮が極めて小さくなってしまいうので、この条文を拡大解釈しないようにしようという趣旨はもっともなことで、だから条文にどういった形で盛り込むか、これよく考えられてくださいね。合理的配慮を最優先にし、どうしても過度になってしまうというときにだけ許されるというような、そういった作り方をお願いをしたいと思います。

あと、職員の対応要領もこれは、地方分権と地域主権の建前から都道府県には自主的にとなっているけれど、これは作らなければいけない性格のものなので、市町村にも是非そのように御指導をお願いいたします。

他に、ありませんでしょうか。これはもっと詳しい、つまり合理的配慮をしなければならぬ場合というのは、もっと詳しいのを作るんですね、こういう形で。またできたらこの審議会にかかるんでしょう。いつでもいいですよ、1回見せてもらいたいというかな。

(事務局)

はい、お見せしたいと思っております。一応、対応要領の方は今年度末までに策定したいと、28年4月から法律の施行になりますので、そこまでには施行したいと思っております。

(石橋会長)

是非、それを作るにも意見かなんかを聞いて。もし必要であればお配りするとか、何か考えてみてください。

他にありませんでしょうか。今日は一応11時半までぐらいかなと予定をしておりましたが、何かありますればどうぞ。全体的に。

(竹田委員)

すみません。これに対して周知というものをやはり積極的にやる必要があると思います。それに関して計画がちょっと見えないので、周知に関して少し教えていただきたいと思います。条例に関して結構ですが。

(石橋会長)

条例とか、障がい者プラン。

(竹田委員)

ええそうです、お願いします。

(事務局)

プランの方はですね、今もう4月からスタートをしている段階ですけど、ホームページ等で掲載しております。後は、出前講座を募集しますという形で、全庁的にやるもののひとつにはしておりますので、何か求めがあれば説明に参りたいと思っております。

条例の方は、竹田委員から何度かそういった働きかけをいただいたところでございます。新しくパンフレットを、また作ろうと思っておりますので、そういったものを通じてですね、周知を図っていきたいと思っております。

(竹田委員)

確かに、パンフレット等、ホームページ等もできると思うんですけど、やはりこれは障がい者だけのための施策ではないということで、もっと広く、県民にもしくは皆様方に、国民の方に対しても、障害者差別解消法も含めてですけども、こういう法律が出来上がったということを、やはりマスコミを通じてですね、もっともっと積極的に働きかけできるようなプランを作っていただきたいなというふうに期待しますが、よろしくまた検討をお願いしたいと思います。

(石橋会長)

では、よろしくその点はお願いをしておきます。

他にどうぞ。

その他というのは、何か。

(事務局)

ございません。

(石橋会長)

それでは次はまた来年度かな、この審議会あるとすれば。

では、今日の議題は終了いたしましたので、何かまた御意見がありますればですね、事務局の方にお伝え願いたいと思います。

皆さまの御協力で今日の審議会終了することができました、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方どうぞ。

(事務局)

石橋会長、どうも長時間に亘る議事進行ありがとうございました。

また、各委員の皆様方には貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、平成27年度障害者施策推進審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。